さわやか消費税納税ローン

2023年4月3日現在

	2023年4月3日現在
1. 商品名	・さわやか消費税納税ローン
2.ご利用いただける方	・次の要件を全て満たす当金庫営業地区内に住所地もしくは取引地のある法人および個人事業主の方 (1) さわやか納税応援定期積金「備エール」で満期を迎えた方。(満期から1年以内) (2) 本融資実行後も継続してさわやか納税応援定期積金「備エール」を契約中の方。
3. お使いみち	(1) 消費税の納税資金(当金庫で納税していただきます。) (2) 所得税および法人税等納税資金(当金庫で納税していただきます。)
4. ご利用金額	・1企業(先) 500万円以内(納税にあたりさわやか納税応援定期積金「備エール」満期分では足りない金額の範囲内)
5. ご利用期間	・6ヶ月以上1年以内
6. お取扱期間	・2016年7月1日 ~ 取扱い終了迄となります。
7. ご融資利率	・満期を迎えたさわやか納税応援定期積金「備エール」金利に0.70%を上乗した金利。
8. ご返済方法	・証書貸付 — 毎月の 元金均等返済 または 期日一括返済
9. 担保・保証	・担保一原則不要です。
	・保証-法人の方は代表者の方の保証を頂く場合がございます。
	他必要に応じて保証を頂く場合がございます。
10. 繰上返済手数 料および一部繰 上返済手数料	・償還期限前に繰上一括返済および一部繰上返済の場合は、当金庫手数料一覧表に定める手数料を徴求します。
11. その他	(1) ご利用に際しましては、お申し込み後に当金庫所定の審査をさせていただきます。
	結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。
	(2) 詳しくは窓口にお問い合わせください。
12. 苦情処理措 置・ 紛争解 決措置	苦情処理措置 : 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部 (9時~17時、フリーダイヤル:0120-308-770、電話:03-3742-0621) にお申し出ください。 紛争解決措置 : 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所 (9時~17時、電話:03-3517-5825) にお申出ください。なお、上記の各弁護士会(東京三弁護士会)に直接申立ていただくことも可能です。また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停) 一がございます。ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス
	管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。